

仕 様 書

1 案件

啓発用物品（差し込みブック型絆創膏）買入（旭区役所）

2 仕様及び数量

別紙、明細書のとおり

3 名入れ印刷等について

(1) 支給データおよび印刷データ作成

- ・発注者が提供する現品のデータは、PNG 形式の画像データとする（※編集可能な元データの提供は原則行わない）。
- ・受注者は当該 PNG データ（および必要に応じて現物・見本）を基に、必要があれば印刷に適した印刷データ（例:PDF、AI 等）を作成すること（トレース、再作図、文字再入力等を含む）。

(2) 同等仕様（再現の考え方／許容範囲）

- ・作成する印刷データおよび納入品は、現品のデザイン・レイアウトを基に、外観上「類似（なるべく同じ見え方）」となるよう作成すること。
ただし、発注者は完全一致（色・書体等の厳密一致）までは求めない。次の範囲で近似を許容する。
- ・色:基準色（例:水色）に対し、同系統の青系で外観上近い色味であれば許容する。
例：許容＝水色～青系の近似
例：不可＝緑色に見える等、色相が明確に異なるもの
- ・書体：類似の書体で、判読性が確保され、全体の印象が大きく変わらない範囲であれば許容する（同一フォントの指定・一致は必須としない）。
- ・配置・サイズ：印刷範囲内で、見た目のバランスが大きく崩れない範囲の微調整は許容する。
- ・最終的な同等仕様の可否は、発注者の確認および承諾による。

(3) 協議・確認

- ・受注者は契約締結後、印刷データ案について発注者と協議のうえ作成し、発注者の確認を受けること。

(4) 校正

- ・校正は3回まで（簡易校正可、画像データによる確認可）とする。ただし、誤植・重大な不備がある場合はこの限りではない。

(5) 本番作成の条件

- ・納入品の本番作成は、印刷データについて発注者の承諾（校了）を得た後に行うこと。

(6) 印刷データの提出

- ・校了後、印刷データを作成した場合はそのデータ（PDF、AI データ等）を発注者に提

出すること（発注者が提供したデータのみで作成した場合は不要）（提出された印刷データは、ホームページ等への掲載や、同種案件の発注等の際に使用することがある）。

4 著作権

- (1) 受注者は、成果物に係る著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう）を成果物の引渡し時に発注者に無償で譲渡する。
- (2) 発注者は、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができる。
- (3) 受注者は、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意する。
- (4) 受注者は、発注者が承諾した場合には、成果物（業務を行う上で得られた記録等を含む）を使用若しくは複製し、又は当該成果物の内容を公表することができる。

5 納入期限

令和8年10月8日（木）

6 納入場所

大阪市旭区大宮1-1-17 2階26番窓口
大阪市旭区役所 保健子育て課

7 その他

- (1) 納入物品は全て未使用新品とすること。
- (2) 納入に際しては、建物及びそれに付随する設備等を損傷することのないよう、十分な措置を講じること。万一、損傷を与えた場合は受注者において完全に修復すること。
- (3) 納入日時については、事前に発注者と調整すること。
- (4) 納入品の搬送、納入場所への搬入等の諸費用は、全て本契約に含むものとする。
- (5) 納品時に納品書を提出すること。
- (6) 応札に当たっては本仕様書を十分検討し、疑義ある場合（同等品の可否を含む）は質問期間内に指定の方法により質問し、その内容を熟知の上応札するものとする。同等品の可否に関する質問においては、可能な限りメーカーや品番、仕様等がわかるように質問すること。質問受付期間経過後の疑義については受付しない。契約後における仕様書の疑義は、本市の解釈によるものとする。
- (7) 納品物に不具合が発生した場合は、代替品と交換すること。
- (8) 納入後不要となる梱包材等は受注者が引き取ること。
- (9) 納入に際し、区役所駐車場（無料）の使用は可能である。

8 事業担当

大阪市旭区大宮1-1-17 旭区役所保健子育て課
電話番号：06-6957-9173 FAX 番号：06-6954-9183

旭区役所 子育て支援室



Asahi Kids Network



あさひ子育て応援LINE
友だち登録はこちら↓



旭区役所 子育て支援室
大阪市旭区大宮1丁目1番17号
TEL06-6957-9176

〈使用上の注意〉

●粘着部分を直接創傷面に貼らないでください。●再使用禁止。●パッド部分が濡れたり、汚れたまま放置すると傷の治りが悪くなりますので、新しいものと貼り替えてください。●本品の使用により「かゆみ」「かぶれ」等が発生した場合は、使用を中止し、医師又は薬剤師に相談してください。●小児の手の届かない所に保管してください。●直射日光を避け、なるべく湿気の少ない涼しい所に保管してください。

〈製造販売元〉キョーリキ株式会社 熊本市北区飛田3丁目3-65 ☎096-345-6281
一般医療機器 救急絆創膏 (販売名)ファストエイド
〈医療機器届出番号〉43B2X10001000030 NO.24BA



明細書

明細番号	品名		数量	単位	同等品
1	差し込みブック型 絆創膏	既製品肌色絆創膏 【素 材】ポリオレフィンフィルム（アクリル系粘着剤）等 【サイズ】W75mm×H20mm程度 【入 数】1セット 5枚入り パッケージ 【サイズ】W70mm×H90mm程度（折りたたみ時） 【印 刷】フルカラー 【紙 質】サンカード 16.5kg程度 【デザイン】現品のデザイン・レイアウトを基に外観上類似となるよう 作成（現品の参考データ（PNGファイル）あり） 【その他】個包装（透明OPP等袋入り）	2000	セット	可

グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NO_x・PM 法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。
ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。
 - (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
 - (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車
- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境規制課
自動車交通環境対策グループ
電 話：06-6615-7965

不適正な契約事案の再発防止対策に係る特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者のコンプライアンス担当に報告しなければならない。

(報告先[コンプライアンス担当]：旭区役所総務課 電話：06-6957-9625)

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。